Ⅱ

在外子会社がQDMTT等を課された場合は グローバル・ミニマム課税 対応の実務ポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 大竹 勇輝

【この章のエッセンス】

- 在外孫会社が軽課税国に所在しているものの、親会社が従来連結財務諸表作成にあたって入手している以上の詳細な孫会社に関する情報を入手できない場合には、補足文書に記載の見積りの例も参考にすることが考えられる。
- 一部の国ではすでにUTPRおよびQDMTTが法制化されており、在外子会社でこれらの税金が課される場合、2025年12月期の決算において、グローバル・ミニマム課税に係る当期税金について、連結財務諸表上、法人税等を示す科目に表示することが考えられる。

はじめに

わが国では、2024年4月1日以後開始する事業年度からグローバル・ミニマム課税制度が適用されるため、12月決算会社においては、2025年12月期がグローバル・ミニマム課税制度の初めて適用される年度となる。本章では、12月決算会社が2025年12月期の年度決算を行うにあたって、わが国におけるグローバル・ミニマム課税制度ならびにわが国以外の国・地域でグローバル・ミニマム課税における軽課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)が課される場合に特に留意が必要と考えられる会計上の取扱いや実務上のポイントについて解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断り申し上げる。

グローバル・ミニマム課税制度の概要

(1) 制度の概要

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)／主要20カ国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国により第1の柱「市場国への新たな課税権の配分」とともに、第2の柱「グローバル・ミニマム課税」について合意が行われた。

グローバル・ミニマム課税は、法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、国際的に合意されたものであり、一定の要件を満たす多国籍企業グループ等の国別の利益に対して最低15%の法人税を負担させることを目的としている。具体的には、国・地域別の実効税率(ETR)を計算し、これが基準税率(15%)に満たない国・地域における対象所得に対する租税負担が15%に達するまでトップ・アップ税額の課税を行うものである。

また、当該課税ルールには、所得合算ルール(Income Inclusion Rule(IIR))、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule(UTPR))および国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax(QDMTT))の3つのルールがある。これらのルールの具体的な内容は次頁図表1に記載のとおりである。

(2) 日本の状況

わが国においては、2023年3